

令和3年12月6日(月)午後2時30分より、12月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和4年1月7日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 佐々木 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名7番、8番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地判断となります。既存の住宅と倉庫を取り壊し、申請人が自己用住宅を新設する申請ですが、宅地と道路の間に位置する申請地は畑のままで、そこを元々住んでいた方は進入路として使っていたそうです。雨水は西側の既設の排水管から側溝に放流される計画です。上下水道は南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 譲渡人は申請地を宅地と思っていたそうです。登記を取って初めてそこが農地だったと分かったと聞いております。内容に問題はないと思われます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私から質問させていただきますが、今回のケースでは始末書は必要ないのでしょうか。

事務局 佐々木 申請者の責任ではないことと、元々の所有者も悪意を持って進入路として使っていたわけではなく、農地をコンクリートで舗装するなどしておりませんので、始末書までは求めておりません。

議長 柳 他に皆さんから意見などありませんでしょうか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田2筆2, 547㎡の贈与になります。所有者と申請者は親子になります。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆620㎡の売買で210万円になります。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、問題ないと思います。農地として購入する以最低でも3年3作は必ずしないといけませんよとの話はしています。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆1,062㎡の売買で60万円になります。あっせんがなされた農地です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 問題ないです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆978㎡の売買で570,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 ①938㎡の田②792㎡の田③1,269㎡の田④1,157㎡の田⑤1,175㎡の田の5筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は秋吉委員と矢野委員と實藤委員の3名をお願いします。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。